

第12回食料・農業・農村政策審議会議事録

食料・農業・農村政策審議会（第12回）議事録

日時：平成17年7月22日（金） 14：00～16：00

場所：日本郵政公社共用会議室

○大臣官房長

それでは定刻になりましたので、ただいまから第12回食料・農業・農村政策審議会を開催させていただきます。農林水産省の官房長の白須でございます。

今回は、7月5日に新たに食料・農業・農村政策審議会の委員の皆様方が任命されましてから初めての会合となるわけでございます。そこで会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当をさせていただきます。なお、本日は16時ごろまでを予定をいたしております。

それでは、まず委員の皆様方を50音順に紹介をさせていただきます。

伊藤委員でございます。

○伊藤委員

よろしく願いいたします。

○大臣官房長

上原委員でございます。

○上原委員

よろしく願いいたします。

○大臣官房長

大木委員でございます。

○大木委員

よろしく願いいたします。

○大臣官房長

駒谷委員でございます。

○駒谷委員

よろしく願いをします。

○大臣官房長

里吉委員でございます。

○里吉委員
よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長
田嶋委員でございます。

○田嶋委員
よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長
中村委員でございます。

○中村委員
中村です。よろしくお願ひします。

○大臣官房長
平野委員でございます。

○平野委員
よろしくお願ひします。

○大臣官房長
前川委員でございます。

○前川委員
よろしくお願ひいたします。

○大臣官房長
三野委員でございます。

○三野委員
よろしくお願ひします。

○大臣官房長
宮田委員でございます。

○宮田委員
よろしくお願ひします。

○大臣官房長

森野委員、ちょっと遅れてご到着ということでございます。

八木委員でございます。

○八木委員

よろしく申し上げます。

○大臣官房長

山崎委員でございます。

○山崎委員

よろしく申し上げます。

○大臣官房長

山本委員でございます。

○山本委員

よろしく申し上げます。

○大臣官房長

吉川委員でございます。

○吉川委員

よろしく申し上げます。

○大臣官房長

渡邊委員でございます。

○渡邊委員

よろしく申し上げます。

○大臣官房長

なお、本日は、池田委員、生源寺委員、米倉委員が所用によりましてご欠席となっております。

委員の皆様方は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、当審議会の会長を選出していただく必要があるわけですが、食料・農業・農村政策審議会令第5条第1項の規定によりまして、当審議会の会長の選出は、委員の互選によることとされております。

つきましては、委員の互選につきまして何かご意見がありましたらお願いをいたしたいと思っております。

大木委員。

○大木委員

僭越ではございますけれども、食料・農業・農村について幅広いご見識をお持ちであり、また、これまでも会長をお務めいただきました八木委員に引き続き会長をお願いすることについてご提案をさせていただきたいと思っております。

○大臣官房長

ただいま、大木委員の方から、八木委員に会長をお願いしてはどうかと、こういうご提案がございましたが、皆様方いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大臣官房長

それでは、ご異論ないようでございますので、委員の互選によりまして、八木委員が会長に選出をされました。

それでは、八木委員、会長席にお移りをお願いいたします。

（八木委員会会長席に着席）

○大臣官房長

それでは、ここで八木会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、これからは八木会長の方で議事をお進めいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○八木会長

ただいま会長に選出をされました八木でございます。再選ということでございますけれども、改めてまたその責任の重さを痛感し、ただいま大変緊張し、身の引き締まる思いでございます。

皆様、既にご承知のとおり、昨年から三十数回にわたり企画部会での議論を経て、本年3月に新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定をされました。この基本計画は、平成11年から施行されております新しい基本法の施策の体系をさらに肉づけしたものであり、また、今世紀における我が国の食料・農業・農村政策の具体的な方向を明らかにしたものであるというふうに認識しております。

我が国の食料・農業・農村をめぐる現状を見てみますと、食の安全の確保の課題、食の長期的・安定的供給と食料自給率向上の課題、農業では担い手の育成・確保と経営の安定化の課題、野生生物の共存と生態系に対応した環境にやさしい農業の推進の課題、また現在進められておりますWTO農業交渉やEPA／FTAに対応する課題、そして地域資源の保全、それから農村コミュニティーの再生の課題、あるいはバイオマスの利活用の課題など、さまざまな課題がございます。

このようなたくさんの課題があるわけですが、今回の新しい基本計画の具体的かつ着実な推進が、また施策のパッケージとしての推進がこのような多くの課題を克服していく道であり、また足腰の強い我が国の農業に転換し、国民のさまざまな期待に応えていく道であると考えております。

委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、農業者と消費者に軸足を置いた幅広い国民的視点から議論のとりまとめを行い、審議の円滑な進行に努めてまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。

まず、食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、資料3にございますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。

食料・農業・農村政策審議会令第5条第3項の規定によりますと、会長の職務を代理する委員については、会長があらかじめ指名することになっています。私からは、今日ご欠席でありますけれども、生源寺委員を指名したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、常田農林水産副大臣にごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○常田農林水産副大臣

みなさんこんにちは。副大臣を拝命しております常田でございます。

第12回食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任をご快諾をいただきまして本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。また、御多用中にもかかわらず、きょうはご参集をいただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本審議会は、ご案内のとおり食料・農業・農村基本法の規定に基づき設置されております。食料・農業・農村政策全般につきご審議をいただくものでありまして、委員の皆様方には、これから2年間にわたりまして委員を務めていただくわけでありまして、今、会長からお話ございましたように、この3月には食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、それに伴う諸般の法案の改正も行ったところであります。すべての法案を既に成立させていただきました。

そういった意味で、大変重要な、我々の子孫にどういふ農業、農村を残していくのか、また我が国の食料の安全保障をしっかりとどうやって確立していくのか、40%で低迷している食料自給率をどうやって上げていくのか、そういった大変重要なことをご審議いただく、チェックしていただく審議会になろうかと思っております。今までの審議会も大変重要な審議会でありましたけれども、今までに比べて、日本にとって、農業、農村にとって本当に大変重要な審議会となりますので、ぜひとも委員の皆様方におかれましては、そういった意味でお力添えを賜りたいというふうに思っております。

また、このたびの委員の選出につきましては、3人の方を一般からの公募と

いうことで選考させていただきました。幅広く国民の方々の意見も反映していただきたいという思いであります。よろしく願い申し上げたいと思います。

言うまでもなく、農業、農村は食料の安定供給だけではなく、国土、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承といった大変重い役割を担っているところであります。そういった中で、先ほど申し上げましたように、このたびの食料・農業・農村基本計画では、私どもが不退転の決意を持ってこの農業、今日の状況を改革するという取り組みをさせていただきました。

まず1点目は、先ほど申し上げましたけれども食料の自給率、5年間、40%から全く動かないこんな状況を脱却したいと、一日も早く45%、50%、そしてヨーロッパの常識と言われている70%の線まで持ち上げていかなければならない。そういった意味で、今まではこの工程のチェックを全くやっていた、なぜ上がらないのかということをやっていた。そのことを今後はきっちりチェックをやっていく。この審議会でもチェックしていただく、そのことを盛り込ませていただきました。どうかそのことをまずお願い申し上げたいと思います。

また次に、生産力の向上と消費力の向上、必ずしもこの2つのことがかみ合っていないかという反省に至って、このたびの改革をさせていただきました。生産力の向上につきましては、470万ヘクタールの農地、もう450万ヘクタールをすぐそこまであろうとしているような中で、全国でたくさんの休耕田、不耕作地が増えております。このまま放置していくと本当に日本の農業、農村の再興はならないという危機感を持っております。思い切って担い手を中心とする、また集落運営を中心とする方向に転換を目指していただきました。これから、それを裏づける、バックアップする経営安定対策等具体的な方策を秋までにつくらせていただくということになっております。それらのことが適切に、今申し上げた担い手の育成や集落営農、そういった方向にきっちりリンクしていくものであるかどうかというチェックもぜひやっていただきたいと思っております。

最後に、もう一点だけ申し上げたいと思います。消費力の問題であります。

全国で自給率を上回っている県はたくさんあります。しかしその一方で、東京、大阪、神奈川は2%、3%であります。当然と言えば当然であります。逆に言えば、こういったところの大消費地の消費者の方々が生産者の顔が見える安全、安心なものを使っていこうという気持ちになっていただくだけで、どれだけ自給率が改善されるかわかりません。そういった意味で、このたび食育基本法を成立させていただきました。この食育を通じて、ぜひとも消費者の方々に安全で安心な日本型の食生活をしっかり取り戻すことが、私たちの次の世代にとっても大変重要なことだということを委員の皆様方でこのことの推移もチェックしていただきたいと思っております。

最初の会でありましたのでちょっと多言を労しましたけれども、どうかこういった大変重要なときに当たる審議会でございますので、暑い盛りではありませんけれどもお体を大事にいただきまして、熱心な熱いご協議を賜りますよ

う心からお願い申し上げましてごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○八木会長

どうもありがとうございました。

先ほど、森野委員がお見えになりましたので紹介いたします。

○森野委員

森野です。

○八木会長

せっかくの機会でございますので、大口大臣政務官、加治屋大臣政務官お見えでございますので、一言ずつごあいさつを賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○大口大臣政務官

ただいまご紹介賜りました農林水産大臣政務官の大口でございます。

この審議会、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっての非常に激しい、そしてまた真剣な、こんなに充実した審議はないのではないかなというぐらいの審議の結果、八木会長のもと新たな基本計画ができたわけでございます。そして、私どもはいろいろな現場にも行かせていただいておりますけれども、やはりWTO交渉の問題等々ございまして、現場でも大変な危機感を持っております。高齢化だとか、いろいろな諸問題がございます。それを乗り切ろうと、また現場はご努力されているわけでございます。そういう中であって、やはり消費者あつての生産者という視点をもう一度再確認をして、そして食の安全、安心、安定供給という理念に基づいて農政改革をさらに力強く進めてまいりたいと、そんな決意でございます。皆さんの本当に忌憚のないご意見を、また私ども勉強させていただきながら頑張っている所存でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○加治屋大臣政務官

皆様こんにちは。ご紹介いただきました政務官の加治屋でございます。

お話のありますとおりでございます。我が国の農業は世界の状況の大きな変化、あるいは高齢化など、大変変化の激しい転換期にあると、そういうふうにも実感させていただいております。特に、私どもは、皆さんに3月におつくりをいただいた基本計画、それこそ待たなしの決意をさせていただいております。この実現のために全力を尽くさなければいけないと決意いたしております。

委員の先生方には、これからも我が国の農業づくりに貴重なご意見、そしてご指導をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがと

うございます。

○八木会長

どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省の幹部の方の紹介をお願いしたいと思います。

○事務次官

事務次官の石原でございます。本日はご出席いただきましてありがとうございます。

私の方から農林水産省の事務方の幹部のご紹介をさせていただきます。

まず、皆様方から向かって右側でございます。木下農林水産審議官でございます。

○農林水産審議官

よろしく申し上げます。

○事務次官

続きまして、冒頭司会進行を務めました白須官房長でございます。

○大臣官房長

よろしく申し上げます。

○事務次官

続きまして、向かって左側でございますけれども、井出総括審議官でございます。

○総括審議官

よろしく申し上げます。

○事務次官

続きまして、伊藤総括審議官、国際担当でございます。

○総括審議官（国際）

よろしく申し上げます。

○事務次官

染技術総括審議官でございます。

○技術総括審議官

よろしく申し上げます。

○事務次官

一人おきまして小西統計部長でございます。

○統計部長

よろしく申し上げます。

○事務次官

続きまして、高橋総合食料局食糧部長でございます。

○総合食料局食糧部長

よろしく申し上げます。

○事務次官

中川消費・安全局長でございます。

○消費・安全局長

よろしく申し上げます。

○事務次官

西川生産局長でございます。

○生産局長

よろしく申し上げます。

○事務次官

須賀田経営局長でございます。

○経営局審議官

よろしく申し上げます。

○事務次官

川村農村振興局長でございます。

○農村振興局長

よろしく申し上げます。

○事務次官

最後に、山田農林水産技術会議事務局長でございます。

○農林水産技術会議事務局長
よろしく申し上げます。

○事務次官

このほか、農林水産省から関係の部課長等が出席しております。

また、本日は、国土交通省から高津都市・地域整備局地方整備課長にご出席
いただいておりますのでご紹介申し上げます。

○国土交通省都市・地域整備局地方整備課長
高津でございます。よろしく申し上げます。

○事務次官

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○八木会長

続きまして、事務局から審議会の組織、今後の審議会の進め方、当審議会の
議事の取り扱いについて説明をお願いします。

○大臣官房参事官

大臣官房参事官の佐々木でございます。私の方から事務的にご説明申し上げま
す。

お手元に配付してあります資料の中の右上に資料ナンバー2と付したA4縦
の1枚紙をご覧をいただきたいと思ひます。

まず、当審議会の組織につきましてご説明させていただきます。

組織の機構及び審議事項の概要につきましては、この資料2に記載してあり
ますとおりでありまして、それぞれの分科会等の根拠につきましては、その下
にございます資料3の中に食料・農業・農村政策審議会令などが盛り込まれて
おりますけれども、その中に規定されておひまして、細かな規程につきまして
は、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

本審議会の下には3つ部会が設けられておひまして、企画部会、施策部会、
統計部会とございますけれども、それぞれその右側に書いてありますような事
項についてご審議いただくことになっておひます。

このうち、企画部会及び施策部会の審議スケジュールについてでございます
けれども、まず企画部会につきましては、本年3月に策定されました食料・農
業・農村基本計画に基づく施策の推進状況についてご報告させていただきます
して、ご審議をお願いすることを考えておひます。その開催時期につきましては、
会長と十分ご相談させていただいた上で、所属される委員の皆様にご連絡させ
ていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

また、白書の関係をご審議いただく施策部会につきましては、今年度中に3
回程度開催をいたしたいと考えておひまして、部会としての案をおまとめいた

だき、その後、本審議会でご審議いただいたらどうかというふうに考えております。

また、3つの部会の下に書いております5つの分科会が設置されております。それぞれ関係する法律等に基づきまして、右側に書いてありますような事項を審議するために、必要に応じてさらにその下に部会、小委員会等を設けておるわけでございます。

なお、統計部会、それから分科会の議決につきましては、特別な場合を除きまして本審議会の議決とみなすというふうに規定されております。

続きまして、資料3をご覧くださいと思います。

この中で、12ページから、食料・農業・農村政策審議会の議事規則が掲げてございます。開けていただきまして13ページの方になりますけれども、この規則の第3条第2項に基づきまして、会議は公開という扱いになっております。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがある場合、または特定の個人、もしくは団体に不当な利益、もしくは不利益をもたらす恐れがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることになっておるわけでございます。

また、さらに左側に目を転じていただきまして第4条におきまして、議事録は一般の閲覧に供するものとする事となっております。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は議事録にかえて議事要旨を一般の閲覧に供するものとする事ができるというふうになっているわけでございます。

以上でございます。

○八木会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました分科会並びに部会の件でございますが、資料3の食料・農業・農村政策審議会令の第6条第2項、それから第7条第2項の規定によりまして、分科会及び部会ごとの委員の所属については、会長が指名することになっております。分科会及び部会ごとの委員の構成については、私の方にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○八木会長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

また、事務局から審議のスケジュールについての希望が出されました。企画部会につきましては、基本計画に基づく施策の進捗状況を見ながら改めて事務局とも相談するという事でございますし、施策部会につきましては、今年度3回程度の部会を開催して、まとめていただくという事でございます。

この点についてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○八木会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、食料・農業・農村をめぐる現状と課題、及び食料・農業・農村基本計画工程表に基づく施策の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

○大臣官房参事官

引き続き私の方から、配付をしております資料4、食料・農業・農村をめぐる現状と課題、それから資料5、A3の折り込みの紙でございますけれども、食料・農業・農村基本計画工程表に基づく施策の実施状況、この2つにつきましてご説明を申し上げます。

まず、資料4でございます。めぐる現状と課題につきましてご説明申し上げます。

ページを開けていただきまして1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、経済社会をめぐる情勢ということで、国際経済の動向からでございます。

世界の人口でございますけれども、開発途上国を中心に、大幅な人口増加が続いている状況でございます。その中で、栄養不足人口は近年8億5,000万人にのぼっているというふうに見られているわけでございます。

2ページは、世界経済の動向でございます。

財、人、資本、情報がまさに地球規模で動くというグローバル化が日々進展しておるわけでございます。その中で、開発途上国を中心に経済成長が続いておるわけございまして、とりわけ中国が経済的な面で世界に及ぼす影響が大きな存在になるというふうに見込まれている状況でございます。

3ページは、資源・環境の問題でございます。

地球規模での化石資源、水資源の枯渇、あるいは地球温暖化といったことによりまして、さまざまなよろしからざる影響が出てくるのが危惧されているわけございまして、こういったことを背景といたしまして、我が国経済社会全体を環境に配慮した持続可能なものに転換していくことが重要な課題となっているわけでございます。

水の問題につきましても、限りある水資源に対する需要がますます高まっていく状況が見込まれるわけでございます。

続きまして、4ページ目でございます。

世界の食料需給でございますけれども、今ほど申し上げました人口増加、あるいは途上国におきます経済発展に伴いまして食料需要は大幅に増加するというふうに見込まれておるわけでありまして、しかしながら、他方で、1人当たりの収穫面積の減少でありますとか、あるいは単収の伸びに限界感があるといったことなど、供給サイドにおきまして不安定要因があるわけございまして、中長期的には世界の食料需給は逼迫する可能性が指摘されているところでござ

います。

こういった世界情勢の中で、我が国の経済社会に関する動向が5ページからでございます。

まず5ページは、人口の動向でございますけれども、少子高齢化が進行しておるわけございまして、人口が減少する局面に入るといった、これまで経験したことのない局面に直面をしているわけでございます。

6ページは、経済の動向でございますけれども、平成15年度には、名目、実質ともに、プラス成長に転じるということで景気そのものが回復基調にあるわけでございますけれども、地域によって動きにはばらつきがあるというふうな状況でございます。

労働力人口に関しましては、高齢化の進展などによりまして、6年連続で減少しているといったこと。さらには、近年、若者を中心にフリーターやニートの数が増加しているといったことなどが課題として掲げられてくるようになっているわけでございます。

7ページは、消費生活の動向でございます。

家計消費支出は、近年減少傾向にございます。その一方で、安全・安心でありますとか、ゆとり、安らぎ、さらには健康を求めるといった声が年々高まってきておりまして、国民の意識、あるいは価値観といったものが変化してきているという状況にあるわけでございます。

これらを踏まえた中で、食料・農業・農村をめぐる情勢に、次に移っていきたいと思います。

まず8ページでございますが、食料需給の関係でございます。我が国におきます食生活は、真ん中の図にございますように、中長期的に見て、米の消費量が減少を続けてまいりまして、他方、畜産物、油脂の消費が増加するといったことで推移してきております。

そうした食生活の変化によりまして、下の方にあります栄養バランスの動向をご覧いただきますと、昭和55年当時は、P、F、Cのバランスが正三角形で適正な状況に保たれていたわけでございますけれども、近年は、F、脂質の比率が高まるといったことでバランスが崩れているといった問題がございます。また、さらには食習慣の乱れといったものも各方面から指摘されているところでございまして、これらを是正していく、健全な食生活の実現に向けて一層の取組が必要となっていると、そういう状況にございます。

9ページは、食料自給率の動向でございます。

食生活が、米の消費の減、畜産物、油脂の消費の増で推移してきていることなどから、我が国の食料自給率は低下をし続けてきたわけございまして、現在、主要先進国の中で最低の水準になっているわけでございます。

平成11年度以降は、カロリーベースで40%ということで横ばいで推移しておりますけれども、食べ残しや廃棄の減少といった食生活の見直しが必要でありますし、また供給サイドとしましては、多様化している消費者ニーズにこたえた国内農業生産の拡大を図っていかなければならないと、こういったことを

通じて自給率の向上に取り組んでいく必要があると、そういう状況にあるわけ
でございます。

左下の図の中で濃い緑色で色づけしてある部分が国内生産で賄われている部
分でございます。食生活の変化等によって自給率が低下してきているさまが
如実に現れていようかと思えます。

続きまして、10ページでございます。

食の安全に対する国民の意識ということでございますけれども、BSEの発
生でありますとか、あるいは不正表示問題の発生といったことなどが契機とな
りまして、食の安全・安心に対する消費者の方々の関心は極めて高くなってき
ているという状況でございます。不幸な事態によりまして信頼感が損なわれて
しまったわけでございます。食の安全を確保いたしまして、消費者の信頼の
回復に努めていかなければいけないということが重要な課題となっているわけ
でございます。

11ページは、食品産業の関係でございます。

農・漁業と、それから食品産業を合わせまして、食料産業と称しております
けれども、これらトータルで見ますと、我が国の全産業におけるシェアが国内
生産額では1割、就業者総数では2割といった状況に相なっております。

食の簡便化志向でありますとか、あるいは外部化といった事柄が進展してい
るわけでございますけれども、残念ながらそういった加工・外食部門に仕向け
られます国産農産物・食品の割合は低下傾向にございまして、食品産業と農業
の連携の強化を図りまして、こういった動向を転換していくように努めていか
なければいけないということが課題でございます。

12ページは、貿易の関係でございます。

我が国は世界最大の農産物純輸入国でございます。左下の円グラフにもご
ざいますように、輸入先については、米国等の特定国への依存が顕著な状況に
ございます。ただ、その一方で、世界的に日本食ブームが沸き起こっておりま
すし、またアジア諸国の経済発展によりまして、特に富裕層等におきまして、
我が国の高品質な農産物に対するニーズが高まってきておるという状況にご
ざいまして、輸出する好機が到来しているという状況でございます。

現在のところ、我が国からの農林水産物の輸出額は右側にございますように
約3,000億円という規模に相なっているわけでございます。

続きまして、13ページ、ここからは生産構造の動向でございます。

農業生産につきましては、従来は、何と言いましても米、麦中心の生産構造
であったわけでございますけれども、近年は米と野菜、畜産、これが3本柱と
なって農業生産を構成するというふうな構造に変化してきております。ただ、
近年農産物価格が下落してきておりまして、総産出額そのものは減少傾向で推
移をしているということでございます。

14ページは、農地に関する動向でございます。

言わずもがなでございますけれども、農業生産にとって最も基礎的な資源が
農地なわけでございますけれども、転用でありますとか、耕作放棄化などによ

りまして減少が続いております。

要因といたしましては、近年は転用と言うよりは耕作放棄地の増加の方が大きくなってきているという状況でございます。従いまして、これを効率的に利用していくということが最大の課題なわけでございます、そのために将来にわたる担い手に対しまして農地の利用集積を図っていく、その動きを加速化していくことが必要でありますし、耕作放棄地に対しまして、体系的な政策を打っていく必要があるというふうな状況にあるわけでございます。

こういったことを背景といたしまして、右下の方に書いてございますように、今般の国会におきまして、農業経営基盤強化促進法の一部改正等を行ったところでございます。

15ページは、農業の担い手の関係でございます。

我が国農業は、家族経営が基本的な単位ということになっているわけでございますけれども、その構成を見ますと、現在、総農家数が293万戸ある中で、農業所得を主とする主業農家は43万戸ということで、圧倒的多数は小規模な自給的な農家でありますとか、副業的な農家によって構成されているという実態にございます。農家戸数は一貫して減少を続けてきておりますけれども、規模拡大の動向等はなかなかはかばかしくない実態でございます。

また、従事者につきましては、高齢化等によりまして減少してきておりますけれども、新規就農者は近年増加傾向にあるという状況にございます。

また、法人経営の関係につきましては、増加傾向で推移していることに加えまして、一昨年から特区制度によりまして、リース方式で一般の株式会社の農業参入が可能となったわけでございます。これによりまして、農外からの参入も進んでおるといような状況にございますけれども、この特区制度につきましては、先ほど申し上げました制度改正によりまして全国展開をすることになっているわけでございます。

16ページは、農業構造の動向でございます。

部門によりまして、農業の構造は大分様相が異なっております。右側の絵をご覧いただきますと、米などを初めといたします水田農業におきましては、農業所得への依存度が高い主業農家のシェアが3分の1というふうに低位にとどまっておるわけでありまして。この部門がとりわけ構造面での改革が立ち遅れている、そういう状況にあります。そのほかの部門につきましては、主業農家のシェアが8割以上といったところが軒並みでございまして、こちらの方の構造は確立されている、あるいは確立されつつある状況にあるというふうに見ております。

17ページからは、農村地域に関する動向でございます。

まず、農村地域の現状ということでございますけれども、過疎化、高齢化、あるいは都市近郊などにおきましては混住化が進展をしてくれておるわけでございます、農業生産活動の停滞、さらには集落のコミュニティー機能の低下といったことなども見受けられるようになっているわけでございます。

右側に、高齢者の割合の推移をお示ししておりますけれども、全国の高齢者

の割合と比べますと、およそ20年程度先を走っているような状況にあるわけでございます。

続きまして、18ページ、生活環境の関係でございます。

こちらの整備は、残念ながら大都市に比べてなお低い水準にとどまっております。ただ、一方では地域の個性、多様性を重視して、今後の対応を図っていくというふうな事柄も必要になっているという状況でございます。

19ページは、林野率が高いとか、あるいは傾斜地が多いといった中山間地域等の状況でございます。

中山間地域等は、枠の中にも書いてございますように、国土面積の約7割、農業生産で全国の約4割を占めております。こういったところにおきます過疎化、高齢化の進行が大変著しいわけございまして、平野部との間で存在している生産条件の格差、これを補正するための直接支払制度が平成12年度から実施をされているところでございます。

それによりまして、耕作放棄地の発生防止などの成果が上がっているわけでございますけれども、地域振興全般にかかわる対策をあわせて推進していくことが必要な状況にあるわけでございます。

20ページは、多面的機能の関係でございます。

副大臣のごあいさつにもありましたとおり、農業は食料を供給する機能だけではなくて、国土の保全でありますとか、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などなど、さまざまな機能を持っております。こういったものに対する国民の期待感というものが近年ますます高くなってきているわけございまして、さまざまな体制整備も講じまして、こういった期待に適切にこたえていくことが重要となっているわけでございます。

こういった動向を踏まえまして、現行の食料・農業・農村基本法に基づく政策が展開をされてきているということでございます。

21ページには、平成11年に制定をされました現行の食料・農業・農村基本法の理念の内容を掲げてございます。

右側でございますように、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的な機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村の振興、これら4つを基本法におきましては、理念として掲げておるわけございまして、その実現に向けて目指すべき政策の方向を法律上も示しているところなわけでございます。

22ページでございますけれども、法律に掲げられました理念でありますとか、施策の方向に即しまして、具体的な展開プログラムとして定められているものが食料・農業・農村基本計画なわけでございます。情勢変化等が当然ございますので、5年ごとに変更するということととされておりまして、平成12年に策定されて以降、ちょうど5年の節目をもちまして、本年3月に新たな基本計画が策定をされたということでございます。

そのポイントは、下の方に緑の枠の中に書いてございますように、まず1つ目といたしましては、新たな食料自給率目標を設定しているということです。

これに関しましては、食料自給率が横ばいで推移してきた要因は何かといったことを検証、分析を行いまして、今後取り組むべき生産面、消費面の両面にわたって重点的に取り組むべき課題をまず明確化しております。その上で、その課題解決に向けて幅広い関係者が、いつ、何を実施していくのかといったことを盛り込んだ行動計画を策定し、計画的に取組を推進していくという構成になっているわけでございます。

そういったことを前提といたしまして、平成27年度の時点でカリローベースでは45%、生産額ベースでは76%の目標を実現していきたいということでございます。

2つ目といたしまして、食の安全と消費者の信頼の確保の関係でございます。

科学的原則に基づく行政の推進、表示の適正化、トレーサビリティ・システムの導入促進などの方向を明示しているところでございます。

3つ目といたしまして、担い手の経営全体に着目した経営安定対策への転換ということでございます。

これまでは、すべての農家を対象といたしまして、品目ごとにさまざまな価格対策等を講じてきているわけでありまして、平成19年産からは、担い手の経営全体に着目した品目横断的な経営安定対策へ転換していこうということでございます。

そのために、この秋には制度の詳細を具体化をし、関連する制度改正を年明けの通常国会にはお出しをして、ご議論をお願いしたいというふうに考えているわけでございます。

それから、環境・資源を重視した政策体系への転換ということございまして、環境関係に関しましては、農業者の方が最低限取り組むべき規範を策定し、その遵守を促して、全体の底上げを図っていくとともに、先進的な取組、環境に与える負荷を大幅に低減するような先進的な取組に対する支援も平成19年度から具体化していきたいというふうに考えております。

農地・農業用水といった資源に関しましては、これが将来にわたりまして良好な状態で保管理されるということが肝要でございますので、地域住民、さらには都市住民なども含めまして、一体となった取り組みを促進するための施策を、こちらから平成19年度から導入したいというふうに考えております。

それから、情勢変化のところでも申し上げましたけれども、高品質な我が国の農産物に対するニーズを踏まえまして、輸出の促進を図っていくといったことなどを初めとしまして、従来の守り一辺倒な姿勢ではなくて、攻めの姿勢で政策も打っていききたいというふうな方向をうたっているわけでありまして。

次に23ページでございます。このような政策展開の方向が盛り込まれている基本計画でございますけれども、大変大事なものは、これからそれを一つ一つ具体化していくことなわけございまして、そのために、推進に関する手順、実施の時期と手法、それから達成目標といったことなどを盛り込んだ工程表を基本計画と同時に公表しておりまして、これらの進行管理を通じまして、きちんと政策の実現を図ってまいりたいということでございます。

本年、これまでのところの実施状況等につきましては、後ほど資料5の方で詳細にごらんいただきたいと思います。

それから24ページでございますけれども、国際関係の中で、このページは、まずWTO農業交渉の関係でございます。

現在の農業交渉は2001年から立ち上がったわけでございますけれども、昨年7月末に枠組みの合意がなされている状況でございます。まさに、今、本年7月末のモダリティのたたき台の提示といったことに向けて交渉が現在進行形で行われているところでございます。

我が国といたしましては、多様な農業の共存ということを基本理念といたしまして、現実的で各国間のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでいるところでございます。交渉分野といたしましては、真ん中に書いてございますように、市場アクセスのあり方、国内支持のあり方、輸出競争の関係の3分野があるわけでございます。

最後は、25ページ、EPA、FTA交渉の関係でございます。

こちらは、いわばWTOの多角的貿易体制を補完する、そういう役割を果たしているものでございまして、シンガポール、メキシコに続きまして、フィリピン、マレーシアと、それぞれ大筋合意に達しておりますし、タイとは農林水産分野の最終パッケージに合意がなされているというふうな状況でございます。守るべきものを守り、譲れるものは譲るという基本的な考え方に立ちまして、戦略的かつ前向きに対応していくことといたしております。

資料4の関係は以上でございまして、続きまして、資料5の方でございまして。

左側に掲げております項目が基本計画に盛り込まれております主要項目でございます。その次の枠にこれまでの取組状況を整理をし、今年度中の今後の取組予定がその右側の欄、さらに先の予定等々を整理した備考という構成になっております。

各項目共通して言えることは、今後の行動計画なりを策定をして、それを実行し、その結果を検証して次の行動に反映させていくという流れで、ほとんどの項目が貫徹されているということでございます。

まず、基本計画を定めまして以降、さまざまな機会をとらまえて周知に努めているところでございます。

自給率の向上に関しましては、4月末に、30余りの構成員からなります協議会を設立いたしまして、それぞれがなすべき事柄を盛り込んだ行動計画を5月末に策定したところでございます。現在は、その実行局面に移りつつあるという状況でございます。裏腹の関係にありますけれども、飼料自給率の向上といったことも大事なテーマでございまして、これにつきましても、戦略会議を設けまして、飼料増産なり、食品残さの飼料化といったテーマにそれぞれ取り組んでいるという状況でございます。

それから、食料政策の関係でございますけれども、まず、食の安全と消費者の信頼の確保の関係でございます。

これにつきましては、有害化学物質によって農林水産物や食品がどれだけ汚

染されているかといった調査に関するガイドラインを策定しようということで、部分的にまとまったものからオープンにし、周知を図りつつあるところでございます。年内に策定をしたいというふうに考えております。

それから、安全性の向上なり、商品の差別化に結びつけていくためのGAP（適正農業規範）の導入の促進を図っていくということに関しまして、既にマニュアルを作成して、その周知段階に入っております。表示の関係につきましては、これまで肉に関してございました生産情報公表JASを、農産物に関しても制定するといったことに加えて、今後、有機畜産物の関係等につきまして、JAS規格の制定をしてまいりたいというふうに考えております。

外食における原産地等の表示に関しましては、先般案を提示してご議論を重ねてきていただいているところございまして、今月末に取りまとめでいただく方向で議論を進めていただいております。

それから、望ましい食生活の実現に向けた食育の推進関係でございますが、フードガイドにつきましては、これも6月にコマの形をした日本版のフードガイドを提示をしたところございまして、その活用に向けて今後取り組んでいきたいということでございます。

消費拡大に関しましては、食育の推進と連携をとってやっていきたいということでございます。とりわけ米につきましては、大都市地域の消費拡大に重点的に当たっていききたいと考えております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

地産地消の関係につきましては、各自治体はその働きかけを行うべく、さまざまな行動計画の策定なりを行っているところでございます。

食品産業の競争力の強化の関係につきましては、今月、流通業務総合効率化促進法なども可決成立をいたしております、こういった手法でありますとか、それから食と農の連携強化を図っていくといったこと、さらには、食品残さの関係等についての調査実施等を通じて政策を進めていきたいというふうに考えております。

農業政策の関係が次でございます。

まず、経営安定対策の関係につきましては、先ほども申し上げましたように、現在事務的に中身を検討しているところでございますけれども、秋には、対象者の要件等も含めまして制度の詳細の具体化を図りまして、年明けの国会での関係制度改正の審議に持ち込んで具体化を図っていききたいということでございます。

これに先駆けまして、この基本計画が策定されて以降、関係団体とも一体となりまして、担い手の育成確保の運動に取り組んでいるところでございます。ブロックごとに担当幹部を決めまして、本省からも出向いて意見交換を行いつつ運動を進めているところでございます。

それから、農地の有効利用の促進の関係につきましては、先ほど申し上げました制度改正なりがなされておりました、秋からの施行に向けて政策を推進してまいりたいと考えております。

経営発展に向けた多様な取り組みの促進ということの中では、米政策は、平成16年から改革ステップが始まっているわけでございますけれども、その次のステージをどういうふうに考えていくかということにつきまして、これも今月末からイメージ案を提示しながらご議論をお願いしたいと思っております。秋には、一定の整理を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、農業と食品産業の連携の促進ということで、協議会の取組を促進することをやっております。

さらに、輸出促進に向けた総合的な取組の推進ということで、4月末に関係省庁、団体等から構成されるこちらも協議会組織を立ち上げまして、5年間で倍増を目指していこうという目標を立てて取り組んでいるところでございます。

それから、経営発展の基礎条件の整備に関しましては、農業生産資材の生産流通、及び利用の合理化を図るために、都道府県なり、関係団体の方々に行動計画の改定を要請して、今、その作業をやっているところでございます。

最後のページでございますが、今回の新たな基本計画の策定と併せまして、研究基本計画も見直しを行ったところでございまして、これに基づきまして、未来につながる技術開発に努めてまいりたいと考えております。

生産基盤の整備に関しましては、基本計画の中に施策展開の方向が盛り込まれておりますけれども、その具体化に向けて研究会なり、審議会の小委員会等でのご議論をこれから順次お願いしてまいりたいと考えております。

自然循環機能の維持増進に関してでございますけれども、こちらは3月末にすべての農業者の方に遵守していただくべき規範は既に策定済みでございますので、これをさまざまな支援策への要件化を図り、全体の底上げを図っていくという取組は既に始まっております。さらに、先進的な取組に対する支援はどうあるべきかということを見出すための調査に着手しておりまして、平成19年度からの施策の導入に向けてやってまいりたいということでございます。

バイオマスの利活用に関しましては、平成14年の年末に策定をされましたバイオマス日本総合戦略につきまして、有識者、あるいは関係府省間の協議、検証を通じまして、今年度中にも見直しをしていきたいというふうに考えております。

さらに、農村政策の関係でございますけれども、農地、農業用水といった資源を良好な状態で保全していくための政策はどうあるべきかということにつきまして、こちら環境政策同様、調査に現在着手をしておりまして、その結果を踏まえまして、平成19年度には新たな政策体系を組み立てていきたいというふうに考えております。

農村経済の活性化に関しましては、立ち上がる農山漁村といった運動論を展開しているところでございまして、各地区の自主性をさらに促す方向で対応してまいりたいと考えております。

さらに、都市と農村の共生・対流等の関係につきましては、市民農園の開設主体を多様化するための制度改正等が既に行われたところでございますし、さ

らに副大臣にご参画をいただいておりますプロジェクトチームの議論がこれまで重ねられてまいりまして、昨日推進方策の取りまとめもなされたところでございます。今後、これらの普及と具体化に向けて取り組んでまいりたいという状況でございます。

資料の説明は以上でございます。

○八木会長

ありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思いますが。

ここで常田副大臣におかれましては所用のため退席なさいます。

○常田副大臣

よろしく願いいたします。

(常田副大臣退席)

○八木会長

改選後初の会合でございますので、まず新たに委員になられた方に自己紹介を含めて一言ずつ、3分間程度でご発言いただきまして、その後今説明に対するご質問、ご意見等をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、伊藤委員からお願いいたします。

○伊藤委員

株式会社エイガアルの伊藤淳子と申します。よろしく願いいたします。

私は、大手の出版社の女性誌を中心にしました編集企画をやってまいりまして、女子中高生から主婦まで、主に女性を対象にしました、マスコミでもファッションとか実用とかという、非常に生活やライフスタイルに密着した企画をやってきました。その後、デジタルなメディアが発達しまして、インターネット関連のコンテンツのプロデュースですとか、それから企業が持っているいろいろな特許技術を、どうやって女性や子供たちが使えるかというような市場調査とかモニターなど、そういったことをやっていました。

自分としましては、メディアということに非常に関心があって、メディア開発ということにかかわっていく中で、デジタルなものが発展して次のメディアは何だろうというときに、はたと土だというふうに思いました。たまたまご縁がありまして、平成14年に山形県白鷹町というところの地域交流事業をプロデュースする機会をいただきました。そして、実際に山間地区の農家の方たちといういろいろな問題点とか課題にかかわり、そして、まちおこしとか、農業というものに関心を持っていく中で、なかなかフォーカスされていない女性とか若い人たちってどうなんだろうということに、今度関心が向きまして、農家の嫁、それから担い手である二十代の農業をやっている大学生とか、大学を出たての人たちというのを、今、SNSというソーシャル・ネットワーク・サービスとい

うデジタルなネットワークでまとめたりとか、まずは自分の中での交流をつくっています。

今回、こういう機会を与えていただきまして、そういった若い人たちに農業だったり、水産業だったり、林業だったりという、こういう日本を担う産業にどんどん関心を持ってもらうためにはどうしたらいいか、それからグリーンツーリズムとか、非常にファッショナブルなテーマはいいんですけども、苦勞するのが農家のお嫁さんなんです。やはり、女の人たちが楽しく、生きがいを持って、そして子育てをしながら暮らしていけるということをもっともっとアピールして、女性たちが田舎に住みたいと思うようなプロモーションが行き渡っていくということが必要なのではないかなというふうに私自身は考えておりまして、そういった中で、今までやってきたマスコミのネットワークですとか、女性のネットワーク、若い人たちのネットワークの意見が反映できるようなチャンスがあればいいなと思っております。よろしく願いいたします。

○八木会長

ありがとうございます。

駒谷委員、指名させていただきますので順次お願いいたします。

○駒谷委員

駒谷でございます。この委員の皆さんの中では、現役で農業やっているのは私一人かなと、こんなふうに考えております。

私は、北海道の千歳空港から車で25分くらいのところで農業をしておりますけれども、法人を40年前に立ち上げて、今は14人のメンバーでいろいろ計画しているところです。

経営の中身としては、肉牛部門は長沼の農場から180キロ離れた日高管内の様似町というところで林間放牧という形で一年中放牧をして、自由に恋愛をして子供を産んでもらうという形でやっております。長沼の農場は、水田が60ヘクタールあったんですけども、今は契約栽培という形で、水田は20ヘクタールぐらいしかつくっておりません。その水田の残った部分は田畑輪換という形で、水田を畑にしたり、また畑から水田にしたりということで契約栽培でやっています。

また、今の若い人たちのコミュニケーションの取り方がまずいというようなことで、ある大学の先生方と組んで文化学部コミュニケーション学科という学科をつくって、そこで外部講師をしております。90人の定員ですけれども、非常に人気がありまして狭き門です。

20人ぐらいの外部講師がいます。大学1年生のときに、いろいろな職業の人が大学へ行って、お話をし、そして2年生になると、日曜日、それから夏休みに、聞いた話の中から興味の持った人のところに実践しに行くということをしております。

私のところには、今年は36人来ています。36人もいるもんですから泊まると

ころがないので、学生たちに昔の家畜小屋、馬小屋を開放して、そして建築班と農業班とに分けて、そして実践をやっていただいておりますということで、もう4年目を迎えております。

それから、町としてはグリーンツーリズム特区をとりまして、修学旅行生に農家に泊まっていただくということで、農業者にグリーンツーリズムの特区をとったんで何とか民宿的なことを、あるいは体験農園的なことを手を挙げてほしいということで話しましたところ、700戸ぐらいは農家あると思うんですけども、そのうち118戸が手を挙げてくれて、そのうち58戸が旅館業の許可もとったということで、定員は今477名です。そんなことで、中学生、高校生の修学旅行生を泊めて、炊事は共同炊事、共同で一緒になって家庭菜園から農産物をとってきて、そして食べるというようなことを取り組んでおります。先ほどもお話に出ていたように、消費現場と生産現場が非常に離れてしまったということで、子供たちに本当の農業の姿を見てほしいというような思いで取り組んでいるというような実態でございます。

農産物につきましても、東京にほとんど私のものは売っているんですけども、東京で買っていた価格を見ると、非常に高い価格で買ってくれていると思うんです。こういうお客さんがたくさんいるということなのに、私たちの農業現場では、なかなか農業者の手に入るお金は非常に少ないんです。やはり、消費者にはおいしくて安いものを提供しなければならないという部分があると思いますから、国産の価格はやっぱりある程度消費者の部分については抑えてあげなければならない。そうかといって、我々農業者については、非常に所得が低くて、もう後継者が少ないという状況ですから、やはり農業者の中には、今の所得より余計入らないとみんないなくなってしまう。そういう意味で、流通の改革を少しきちんとなさなければ日本の農業は残れないのではないかと考えています。

以上でございます。

○八木会長

ありがとうございました。

里吉委員お願いします。

○里吉委員

広島市からやってまいりました株式会社里吉製作所社長の里吉でございます。よろしくお願いたします。

私は、公募委員ということで、都市と農村の共生、そして対流ということをテーマに意見書を提出させていただき、ご採択をいただきました。

私どもの会社は、食品機械の設計開発をやる一方で、広島流のお好み焼き——これは冷蔵品、冷凍品でございますけれども、この商品を量産する事業、すなわち機械の設計開発事業と食品そのものの製造事業、この2つの部門を経営しております。

食品機械のユーザーさんは、大手コンビニエンスストアのお弁当、総菜工場、スーパーマーケットのお弁当工場、そういったところでお使いいただいております。一方で広島流のお好み焼きなんですけど、これは広島を中心とした広島、そして中国地域、そして全国にインターネット等を通じて販売をさせていただいております。

私が意見書の中にも書かせていただきました都市と農村の共生、対流ということなんですけど、ご存じの方もおありかと思うんですけど、広島のお好み焼きというのは、大量にカットキャベツを使います。恐らく商品の総重量のうち50%近くをキャベツが占めるのではなからうかと思うんですけど、このキャベツ、従来は市場を通じて全国の農家さんから買い上げていたんですけど、一昨年から、自社でキャベツ農場をつくらうということにいたしました。昨年、お隣の県の山口県にお好み焼き専用のキャベツ農場を確保いたしました。ただ、昨年は5連発の台風によられまして壊滅的な被害を受けたんですけども、今年も、そろそろ定植というような時期を迎えております。やはり広島流のお好み焼きというのは、キャベツの味、できの善し悪しが非常に商品そのものの総合評価に影響いたしますので、この食材だけは非常に大事にしたいというように考えております。キャベツを山口県からいただくかわりに、農家の皆さん、そして地域の自治体の皆さんに、都市に潜在する人材、例えば野菜のパッケージデザイン、野菜を出荷する際のパッケージデザインであるとか、セールスプロモーションであるとか、こういった技術、技能をお持ちの方を、当社も含めて農家の皆さんにご紹介したり、あるいは講師として私どもの会社の者が教えに行ったりとかいったような対流というんですか、行き来をやらせていただいております。

そういった人的な都市の資源と同時に、できたら、これからは仕組みとして、都市の資本資源を農村に移していくとか、そういった仕組みができないだろうかというようなことを意見書に盛りさせていただきました。

今後ともよろしくお願いいたします。

○八木会長

ありがとうございました。

山崎委員お願いします。

○山崎委員

山崎久民です。私は税理士をやっておりまして、26のときに税理士になりましたから37年間やっています。ですから、ほとんど生涯を税理士という職業をやってきたということです。

それで、税理士をやっていまして、今なかなかジェンダーという言葉を使うとややこしいムードのある社会になってきて、これは厄介だなと思っておりますが、税理士をやりながら、この税制度の中に女の人たちが力を発揮していこうとすると、足を引っ張る制度があるなということに気がつきまして、いわゆる

103万円の壁と言われている問題ですが、それに取り組み始めまして、あちこちでこういうことが問題になんだという話をさせていただいたり、本を出したり、そんな活動をずっとやってきております。

その一方で、横浜の南部の地域で有機農産物の提携グループを始めたのが25年前になるんですが、その活動を始めたことで農村とのおつき合いも始まりました。実際にそうした農村地域の女の方、先ほどあちらの委員の方がおっしゃっていましたが、ここにも制度の問題があるなということが大変強く感じるようになりました。それで、今、ここ五、六年なんですが、いろいろな地域の農村にお邪魔をしております、農村女性の起業家向けの講座ですとか、実際の企業診断とか、そういった仕事、それから農村地域における男女共同参画推進の話をさせていただいたり、そんなことも仕事にしております。

それで、今日ここに入ってきてまして、まず、おっと思ったのは、委員の方にはちらほらと女性がおられるんですが、こっちと、あっちと、こっちをずらっと見ると、ああこれはもう容易ならざることだなと思いました。

今、この審議会の方の説明がありまして、企画部会にはこの食料・農業・農村基本計画、この状況について議論するんだというご説明がありました。じゃ、私一体何するのかなと、今の説明を聞いて思ったわけです。

そもそも、この基本計画の中にそういったことは何も書いていないんです。私は、公募委員の一人でございます、ジェンダーのことについての意見しか述べていないんです。それで、ここに来ているということは、私の役割はそういうことについて何か言っていくのかな、あるいは今、農業女性の問題、税制上でも事業主になれない問題であるとか、それから不払い労働率が50.4%なんて、本当によその世界では考えられないような現実があるにもかかわらず、ここに載っていないと。では、私はこの現状だけについて議論するんだったらば何を言えばいいのかなと、大変、今、迷っているというか、私の役割は何なんだろうなと思いつつ説明を聞いておりました。

これについては、また諸先輩方の委員がおられるので、いやこうしたらいいんだよというようなアドバイスがもしかしたらいただけるのかもしれませんが、今は、率直な感想を申し上げます。

ともかく、よろしく願いいたします。

○八木会長

ありがとうございました。

吉川委員お願いします。

○吉川委員

東京大学の吉川でございます。

私は専門は経済学で、特別に農業とのつながりはないんであります。40年前ですが、私は東京で生まれ育ったんですが、中学、高校時代、6年間稲作をやったことがございます。東京にお住まいの方はご存じかと思いますが、井の頭

線の駒場東大前という駅の近くに小さな田んぼがございます。この田んぼは小さくて目立たないんですが、大変由緒のある田んぼで、通称「ケルネル田んぼ」と呼ばれているんです。確か明治11年だと思えるんですが、日本でつくられた最初の実験田、実習田なんです。明治天皇の行幸碑も立っています。これは、札幌農学校に少し先駆けて農総務省以前大久保利通の内務省所管時代の農学校の実験実習田ということで出来た田んぼであります。そこを我々生徒が田植えから秋の刈り取りまでやるということで、いい経験をさせていただきました。

そういう学校ですので、とにかく農業が大事だということを盛んに先生に教えていただいた。私は、日本農業にもっと元気になってもらいたいという日本農業の応援団のような気持ちが心の中にある。ただし、手放しに応援団というわけでもないという気持ちを一方では持っております。

農業とのつながりはその後なかったんですが、4年前から政府の経済財政諮問会議の仕事をしておりまして、予算の関係で農水省の方々といろいろ議論をさせていただいておるわけですが、いろいろなことを勉強すると、農業も、農政も、もっともっと変わらなければいけないのではないかと思うところもがございます。ただ初めに申し上げましたとおり、ハートではと言いますか、気持ちでは日本の農業にもっともっと元気になってもらいたいというような気持ちを持っておりますので、よろしくお願いいたします。

○八木会長

ありがとうございました。
渡邊委員お願いします。

○渡邊委員

正式名称は非常に長いんですが、略称でフード連合と申しております食品関係の労働組合の役員をしております渡邊です。

私は、キッコーマン醤油の出身でありまして、そういう意味で食品関連と言いましても、我々の組合の中では、三役を構成しているのはキンビールさんであったり、味の素さん、あるいは森永、不二家、敷島パン、こんな企業の労働組合が役員を構成しておりますけれども、ほとんどは中小の地方の食品加工業の組合であるというふうな状況になっております。そういう意味では、労働組合食品加工業の立場で申し上げますと、先ほどもお話がありましたけれども、日本の国内原料は非常に高いので、メーカーとしては使いたくても使いにくいというふうな認識を持っておりますし、同時に海外の輸入原料等については、添加物等の問題が日本と基準の違い等の中で、結果、メーカーがそれを知らずに使ったために回収をしなければならないとか、いろいろ産業界側にとっては大きな課題もある中で、実は一昨日、島村農水大臣に連合としての立場で、これからの農林水産業にかかわる政策要請にお邪魔をさせていただきました。連合全体とすれば消費者重視の政策スタンスで取り組んできております。その中で8項目の要請をし、とりわけそういう意味ではこれからの食の安心、安全の

農水政策をぜひ推進してほしいという消費者の立場での要請を行ってきたところでもあります。

そういう意味では、我々のフード連合の中には、生産者の立場、北海道のビートを生産する仲間や、沖縄でサトウキビをつくっている仲間もあるということで、生産者、あるいは加工業、そして消費者のスタンスといろいろな立場から見なければならぬ部分があるわけでありまして、私自身も、実はプライベートであります。80近い両親ができる範囲の農業を引き継いでやっていますが、私自身は、跡は継がなかったと言いますか、農業では食べていけないというふうなことで、これでも田植えとか稲刈りは手伝いますけれども、妻も農業はやらないということを宣言して結婚をしていますし、なかなか日本の農業の現状は、そういう意味では難しいなということをいろいろな立場で日々感じているところでもあります。

そういう意味では、いろいろな観点からこれからの議論に参加させていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○八木会長

ありがとうございます。

それでは、先ほど食料・農業・農村をめぐる現状と課題、及び食料・農業・農村基本計画工程表に基づく施策の実施状況について説明をいただいたわけですが、この説明に対するご質問、ご意見等がございましたらご自由にご発言いただきたいと思います。

何かございますでしょうか。

吉川委員どうぞ。

○吉川委員

今、ごあいさつさせていただいた直後に、もう一度発言させていただいて大変恐縮ですが、基本方針を拝見して日本の農政は随分前向きに変わりつつあるなという印象を私も持っているんですが、ただ、先ほども申し上げましたけれども、もっといろいろなことを幅広く考える必要があるのではないかとということをごろ感じておりますので、自分自身がここ数年経験したこと、勉強したこと、の範囲内で2点ほど申し上げたい。

1つは、担い手の問題です。

農業というのは、私自身は農家に生まれ育ったわけではないですが、長い歴史の中で、世襲が自然な合理的な担い手の継承の形態だったんだろうと思います。親から子へ、親が農業をよく知っていて、それを子供に伝えて、またその子どもが農業を担っていくというのが、これは合理的でもあって、何百年、あるいは1,000年以上続いてきたんだろうと思うんです。しかし、そうした世襲を前提とするような技能、あるいは職業の継承の合理性が、私は20世紀の後半くらいで、日本でも崩れたのではないかとと思うんです。その辺をやはり割り切る必要があるのではないかと。別の言い方言えば、農業という一つの産業と、農

家というものを峻別して、農業を考えていくということは一つの産業として考えていくのであって、必ずしも世襲ということは前提としない。そうした頭の整理が必要ではないかと常々考えております。そうした考えに基づく一つの具体的な施策として我々は株式会社の参入を進めた方がいいとかねてから申し上げてきた。株式会社の参入がそれだけで切り札になるとは、もちろん我々も考えていない。しかし経営形態として法人、あるいは株式会社といったものが農業の担い手になることは合理的なことだし、時代の流れにあってはいるのではないかと思います。幸い、そういう方向に全体の流れは変わって来ているんだろうと思います。こうしたところもしっかりとした頭の切りかえが必要なのではないかと思います。以上担い手の問題が第1点です。

2点目は、国際関係、世界の中での日本農業をどう考えるか。

若干乱暴な言い方かもしれないが、農政を考えられている方の中では、自給率というのが本当に大切な概念としてあるんだろうと思うんです。しかしながら、あえて一石を投じるというような感じで、議論のためにあえて発言させていただきますが、いわゆる自給率を上げること目指してよいのだろうか。私も自給率というものが大事でないということは主張するつもりはありません。また、他の事情が全く同じであれば自給率が高くなればそれはそれでよいことなのかなというような気持ちも持っております。

食料の場合、自給率がなぜ大切か。食料がなければ人は生きていけない。したがって、国民生活にとってエッセンシャルなものだから、それを自給するのがいいんだという、こういう発想なんだろうと思います。しかし、人間が生きていくためには食料だけではない。食料生産ですらエネルギーに依存しているということがあるわけです。歴史を振り返ってみると、日本は1960年前後にエネルギー転換、つまり石炭から石油へエネルギー源を転換しているわけで、そのときには、積極的に自給率を下げたわけです。なぜそういうことをやったんだろうか。くどくど申し上げますが、それだけの合理性がそこにあって、石炭をエネルギー源にしていたのでは、それ以上の経済社会の発展が望めないということから、あえて自給率を下げたまで、石炭から石油へのエネルギー転換をやったということだろうと思います。

こう申し上げることによって自給率は意味がないとか、自給率は下がっても全く問題ないとか、そこまでは申し上げるつもりはありません。しかし自給率というのは、考えてみれば、インシュランスと言いますか、一つの保険なわけですから、どういうものについて、どれだけ保険をかけるのが合理的かということについて議論があってしかるべきだと思います。また、自給率という概念も現在二本立てになっていると私は理解しておりますが、いわゆるカロリーベースの自給率と金銭ベースの自給率、これ大分違うわけです。カロリーベースの自給率がどれくらい合理的なものなのか、こうしたこともやはり議論されるべきだと思う。これだけ時代が変わってきているわけですから、やはり日本の農業という概念も世界の中で考えるべきだと私は思っている。4年前でしょうか、たしか4年前の2月か3月だったと記憶していますが、中国からの輸入に

日本はのセーフガードを出した。確か生シイタケと、豊表と、ネギ、3品だったと記憶しています。あれはご承知の方も多いかと思うんですが、日本の商社等が日本の技術、日本の資本をもって中国でつくって、100%日本人向けにつくっている。そういう農業だったわけで、日中問題というよりは日々問題と言われたわけです。製造業ですと、日本自動車会社が海外で生産しているのは連結決算もあり、日本の製造業の一部に当然なっておるわけです。考えようによっては、日本人が日本の技術で海外に行って、土地、あと働く人を一ちようど海外立地の工場はまさにそうですが、そういう農業も日本農業と考えていいかもしれない。これは、若干乱暴かもしれませんが、少なくともそういう統計はありますかと農林水産省の方と議論をしたときに伺うと、そういう統計はありませんというお答えをいただいた。統計くらい持っていてもいいのではないですか日本人の頭と、日本人の技術、日本人の資本で、海外生産している農産物の付加価値が全体でどれくらいあるのか、統計くらいあってもいいのではないかというお話をした記憶がございます。

大変長くなってしまいました。農業を考えるときに、世界の中での日本農業という視点というのが私は大事だと思います。

○八木会長

他にございますでしょうか。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員

今の意見に反論する意味ではなくて、ご意見はご意見として、私は、生産者の立場なものですから、ちょっと違う視点から意見を申し上げたいと思います。

今、これからの後半の議論と言いますかこれからの食料・農業・農村の基本計画の具体策が決まってくるわけにありますけれども、一番の問題は、何と言っても、今の農業形態をどう改革していくかということで、それは我々生産者も非常に責任があります。やっぱり、経営安定対策における担い手の位置付けはどうなっていくかというのが一番の大事な問題であります。主業的な農業者といった担い手、それから集落営農などという形、それから、もう一つは地域に担い手をつくっていくために力を入れていくことなどいろいろあるわけあります。

もう一つは、何て言いますか、環境とか、そういった今日も出ましたけれども、中山間地域の条件不利地域など、そこらはもうグループ化できませんから、どう地域を保全していくかということがあります。また、そういった面では平場の水資源のかん養ですとか、やはりそういった地域の環境維持ということもありますから、そういったものを含めた中で、やはり一つの全体的なパッケージの中でこれを総合的な議論をして示していくということが私は大事ではないかと思っています。

今のところ、この基本計画の実施面の一つの参画がある中でも、経営体とし

ての所得安定対策については一つの方向というか、議論がなされたんですけれども、中山間地域や平場のそういった面の水かん養ですとか、そういった地域の保全をどうしていくかというものに対する考えというのは、まだこれからと思うんです。必要だということを言っていますけれども。だから、そういったものをやっぱりパッケージとして議論していくということが必要でないかと思っています。

それから、もう一つは、これからの貿易の問題が、自給率の問題からどうなっていくかということが一番の、いろいろなことがあるけれども大きな関心事であると言えらると思ったんです。今日は、そんな意見を言う時間がありませんが。ただ、今の自給率の問題ですけれども、これ経済的なペースを考えれば、やっぱり日本のそういったコストの高い不利地域で苦労して生産するのか、あるいはまた安い外国のものを買ってきて当てておくという、これは理論的にはあるわけがありますけれども、ただ私は、生産者の立場としては、いつまで世界の食料が、今日の資料もありますように、要するに今の人口からかなり増えていくと。しかしながら、生産力は増えないと。そしてなおかつ、水資源の不足等々、気温の上昇とあって、生産力は低下すると。必然的に食料の足りない面は今より増えていくということが、データとして将来予測として示されたわけですね。そういった中で、これからいつまでもお金を出して買えるのかということをお我々考えて、さっき保険の話はありましたけれども、確かにそういった面での心配はたくさんあると思うんです。そういった中で、ある程度のは国産で賄っていくということを、きちっとした将来目標を立てた中で、私は、きちんと保全していくというか、それを伸ばしていくということは必要ではないかと思えます。

それからもう一つ。私は、農業の生産というのは単純に食料を生産するだけではないと思うんです。どうして中山間地域、あるいはまたそういった不利地域が、いろいろな中山間助成支払い等々をやって、耕作放棄を防いだ中で、農地を保全していくかということも、これはやっぱり自然災害に対する農業の多面的機能ということは非常に今、重要視されて、日本は災害が多い地域ですから、それはもう結果は当たり前の話でありますので、そういったものを防いで、国民の生活を安定させる働きを農業はどうしていくかということなんです。これ、やっぱりどうしても外国から輸入するものを安くて容易に買えるというだけでするならば、どうしてもやっぱり平場のコスト制限が容易な地域のみ農用地が保全されていって、そういう地域は、だんだん大きくなっていきますから、そういった面の多面的機能、いわゆる環境保全、災害を防ぐということ、そういった面もあるということもやっぱり考えていくことが大事ではないかと思っています。

それから、食料の自給率の向上の中では、農地を、一つは、日本の食生活が果たして健康にいかどうかといった検証ですね。きちんとしているということが、私は食料自給率を上げているということが大事だと思うんです。とも言いますと、我々が農家だから、ああ米食に回帰させることが自分らの物が売れ

るから、そういうエゴで言っているのではないかということをとにかく言われま
すので、非常にその点残念だと思っんです。肥満児が増え、さらにまた成人病
が非常に増えている実態、それは何かと。やっぱり脂肪とかといったものをと
り過ぎると、欧米化している食生活がどうなのかということが一番問題になっ
ているわけでありますから、そういった面も、日本人の現状の健康、将来どう
なるかと言ったようなことも、単純に日本食を食べなさいという一方的なこと
よりも、そういった多面的ないろいろなことを考えてやってきた中で、国民の
理解を得るという運動が、私はより重要であると思っています。やはり、これ
は農林水産省だけでなく厚生労働省も、それからまた、国を挙げて総合的な取
組ということでないとなかなか国民への理解が得られないと思いますので、ち
よっと話があちこち飛びましたけれども、そういったことをひとつこれからの
議論の中で進めていただきたいということも含めてちょっと意見を言わせてい
ただきました。終わります。

○八木会長

他にご意見ありますでしょうか。

駒谷委員。

○駒谷委員

私は農家ですから、皆さんのような立派な先生方でないので、ただ現場からの
見方というようなことでお聞きをいただきたいと思っんです。自給率を上げる
部分につきまして、私は、先ほど牛を林間放牧しているというお話をしたと思
うんですけれども、今日幸いに国土交通省の人も来ておられますが、生き物を
飼っていく、あるいは農産物をつくっていくときに、一番肥沃な土地というの
は河川敷地なんです。河川というのは、水が氾濫したりしてすばらしい土を運
んできていて、大きな川になるとものすごい面積の河川敷地があるんです。今、
この河川敷地の草は刈って捨てているというような状況なんです。私は、それ
を見るときに、これを肉に変えたら、この草を、この面積のものを肉に変えら
国民1人当たりどれだけいくんだろうと常に思っんです。

それからもう一つは、日本は7割近い山林がある。この山林に私は牛を放し
ているんですけれども、もちろん下草の量、それから面積当たり頭数というも
のは公害につながっては困りますから、そのふん尿がきちんと草なり、木なり
が吸える程度であれば全く公害につながらないと思っんですね。それで、林間
放牧をすると、木の成長が3割余計成長するんです。これは、町の町有林とか、
道有林とかを借りるんですけれども、借りる立場からすると、木の成長の悪い
ところを貸していただく。それは日光が当たらないと下草がはえませんので、
木の成長の悪いところを借りるんですけれども、3割も余計成長してしまうも
のですから、大体、10年ぐらいすると立派な山林になっちゃって、またその場
所をかえなければならぬということなんです。そういう意味で、山林も育て
ながら牛を飼っていくということからすると、僕は今の家畜の飼育方というの

はおかしいと思うんです。人間が食べれるものをえさにして、穀物飼育をしていくということではなくて、本来人間の食べられないものを家畜に食べさせて、牛乳になったり牛肉になったりするわけですから、かなり自給率ということも考えていけるのではないかということがあります。

それから、もう一つは、いくら自給率を上げると言っても、日本の国民の消費者が食べてくれなければだめです。ですから、消費者の人にきちんと農業を理解してもらうために、全国にある市街化区域内の農地を、もうこれから人口も増えないわけですし、10万ヘクタール余っているとされていておりますけれども、その余っている市街化区域内農地をきちんと農地としての位置付けをして、そして、そこで町の人に農業体験をしてもらったり、私のところに来てくれればグリーンツーリズムでできますけれども、皆さんが来てもらえるとは限りませんから、町の中にある農地をきちんと位置づけすることによってヒートアイランド現象だとか、そういうものにも貢献できるし、そういうことをきちんとやっていただきたいなと思います。

もう一つは、私の町に株式会社が3つ農業に参入をしまして、3つとも10年間で倒産をして、私はその2カ所を今処理しているんですけども、倒産すると、だれのものかわからないというようなことで放置をされて、裁判の結果、最終的にだれかのものになります。そのときに、五、六年、長いものだったらもうちょっとかかります。そのときに既にその農地は、もう原野に戻ってしまっているというような状況で、例えば水のコックを流し放しだったらもう倒産したときにはそのままです。でもその辺に公害につながるようなことがたくさんありますね。ですから、今、全国的に株式会社という話になっておりますけれども、有限責任ですから、そうなったときにその農地をだれが管理するのか。その辺をきちんとしないと、全国的に展開して、そして、その会社がだめになったときにどのようにするのかという部分が、非常に大切に感じるんです。そういうこともぜひとも今後議論をしていただきたいなというふうな気がします。

○八木会長

今までの委員の方の発言について、農水省の方から何かコメントございますか。

経営局長。

○経営局長 経営局長の須賀田でございます。吉川委員から大変重要な問題提起がございまして、担い手の問題として、いわゆる世襲、父から子へと、こういう考え方を拝聴して、ちょっと普通の産業の担い手なのかなというようなこと、まさしくおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、これ農業の場合は長い歴史がございまして、極端に言いますと、西暦701年に大宝律令でありまして、これ公地公民ということやってきたわけでありまして、明治になるまで農民というのは租税負担者で、ずっと年貢の負担者として律せられてきたということで、為政者にとって、その土地に縛りつけて、生産力が落ちないよう

にできるだけ長男に代々引き継いでいく。そして生産をしてもらっている。4公6民か5公5民かわかりませんが、年貢を納めてもらっている。そして財政にしている。

こういう考え方がずっととられてきたわけなんです。その1例で、江戸時代に田畑永代売買禁止令といまして、売ってはならないと、きちっと自分でつくれと。そして、年貢として納めるんだというわけですし、ただ質権だけは許されたわけでございますので、お金に困った農家は、商売人に質権を設定して、その質ぐさでとられるというのが現状です。それで、本間様とか何とかという豪農ができたわけですが。

それはそれとして、明治時代になってもこの考え方が引き継がれまして、租税だけは地租という形の金銭になったわけですが、相変わらずそういう租税の負担者として扱われてきたんですけれども。だから、この農業の所管も、当初は大蔵省、今で言う財務省であったり、先ほど吉川先生が言われましたけれども内務省であったり、そういう所管になったわけでありまして。

それが、岩倉欧米使節団がヨーロッパの方を回ってまいりました。産業政策としてきちっとしないといけないということで、まず始めたのが明治10年に駒場に農学校を、明治11年に札幌に農学校、そして、ちゃんとした農法を教えるんだと。明治14年に農総務省、こういう産業政策をきちっとやる、こういう経緯をたどってきました。ただ、その考え方だけは父から子へと、戦前ずっと譲渡相続税率が継続したわけでございます。戦後これなくなりました。今は、そういう世襲とか、そういう制度が全くございませんで、もちろん、株式会社、法人参入ができます。ただ、先ほど駒谷委員からもありましたけれども、どういう形態でもいいんですけれども、きちんと農業を継続してもらえるところのチェックを今は入れるんだと、こういうことになっております。ただ、長年にわたって構築されてきた意識というのは農村で自由だよと、制度的に自由だよと言っても、まだなかなか農家の中には残っておるとい部分がございます。女性の問題についてもそういう部分がございます、これをいかに変えていくかということも我々解決していかなければならない課題ではないかと考えております。

○八木会長

河川敷地の利用について、国土交通省何かご意見ございますか。

○国土交通省都市・地域整備局地方整備課長

河川局が今日来ていませんので、詳細についてはちょっとわかりませんが、基本的には、河川管理といえば公物管理と言いまして、河川の水が安全に流れていくところについて必要な管理基準というものを設けてございます。そこについて、今のおっしゃられた牛のえさ場にしていくかどうかということについては、ちょっと直接の担当ではございませんので、きょうのお話につきましては、担当者の方にも伝えてその回答を得たいと思います。

それから、市街化区域内の農地のことにつきましては、市街化区域というのは都市計画法の中で市街化を図るべき区域というふうになってございます。ですから、基本的には、市街地として整備すべき区域でございまして、市街地としてでなくても農地として保全をするということであれば、都市計画の変更の中で市街化調整区域にかえる、または生産緑地制度というものもございまして、そういった制度で対応していくという基本的な考えでございまして。

○八木会長

石原事務次官をお願いします。

○事務次官

先ほど自給率の問題がいろいろ出ましたけれども、ご案内のとおり、現行の基本法は、平成11年に作られたわけですが、この基本法が作られる前に農林水産省で審議の場を設けまして、そこで新しい基本法の中で自給率を定めるべきかどうかいろいろ議論したわけです。そのときに、マスコミの方、それから経済界の方は国民の食生活に介入することになるので、定めるべきではないというご意見でした。農業団体の方は、国内農業の置かれた状況を端的にあらわす、わかりやすい指標だというのがもっぱらの議論だったと思います。いろいろ両方の議論があったわけですが、最終的にその後の国会の審議も経て自給率を定めることとなりました。それも国会の審議の場では野党から修正が3つ入りましてけれども、そのうちのひとつとして、「自給率の向上を図ることを旨として」という文言も入りました。我々行政といたしましては、そういう基本法がある以上、基本計画の中に自給率を位置付けて、また、今回努力しておりますように、それを向上させるような努力は引き続きやらなければならない、そういう宿命にあると思っています。

私は、いまだに朝、あるいは昼、パンを食べること、めん類を食べることについて罪悪感を感じます。みんながめん類を食べているとなんだと言って怒ったりするんですけれども、しかし、そもそもそういうことをやるべきなのかどうかという問題が基本的にはあろうかと思っています。

それで、なぜ自給率がわあわあ言われるのかと言いますと、先ほど出ましたように、カロリーベースの自給率が40%ということで余りにも低い、仮にこの自給率が今、生産額ベースの自給率になりましたけれども、これは平成15年で70%です。70とか80の数字であれば、それほどみなさん議論されることはないのではないかと。やはり40という、半分もいかない数字だということが基本的に自給率について論議を巻き起こす理由なんじゃないかと思っています。

それで、実は、これ私もそういうことを思っておりますし、私だけではなくて、新しい基本計画をつくるに当たりまして、与党、あるいは野党の場でもいろいろ議論はあったんですけれども、そもそも今のカロリーベースの自給率は一体何なんだろうという議論があるわけです。これは皆さんご案内のとおり分母と分子の関係で、分母は現在の食生活なんです。若干の食生活の変化を入れ

ていますけれども、基本的には現在の供給カロリーをベースにした自給率です。すなわち、2,600キロカロリーをベースにした自給率なんです。それで、ある先生は、これは飽食の自給率ではないかと言われていました。今の食生活は摂取ベースですと、2,000キロカロリーです。これでやると、ぽんと50は少なくとも超える、56ぐらいだったかな、超えるんです。その摂取ベースの自給率にすべきではないかという議論もあったんです。それで、去年、企画部会の方でも、一度これについて議論が出かかりまして、それである人からは、むしろ分母に置くのは日本型食生活、農林水産省も、厚生労働省さんもそうだと思いますけれども、望ましい食生活、すなわち日本型の食生活を進めようとしておりますが、この日本型食生活をベースにした、分母にした自給率にすべきではないかという意見を言われたこともあるんです。ただそれも余り大きな議論にならなくて、最終的に従来の供給カロリーベースの自給率となりました。それで、前の基本計画では、あくまで参考に過ぎなかった金額ベースの自給率を、今度は生産額というふうに変えて、これが正式の目標として入った。しかし、ここに来て何と言われているかと言いますと、要するにカロリーベースの自給率が達成できないので、ああいう金額ベースの自給率、あるいは生産額ベースの自給率を入れたのではないかという議論もされております。

ですから、我々、そういうこともありますので、あくまで基本法で定められ、基本計画に定められております自給率の向上につきましては、先ほど説明ありましたように行動計画をつくったりして、これからも必死になって努力していかなければなりませんけれども、それと併せまして、自給率とは一体何なんだろうということにつきましては、どういう場になるのかわかりませんが、皆さん方にまたぜひともご議論いただければと、こう思っておるところでございます。

○八木会長

伊藤委員どうぞ。

○伊藤委員

今、食料自給率というお話だったんですけれども、この資料4の15ページの担い手の状況というところを見ると、総農家が、例えば、平成2年で383万戸のうちの自給農家が86万戸、約20%ちょっとなんです。これが平成18年になると26%で、3割ぐらいが自給的農家になるだろうということを書いているんですけれども、私がいろいろな農家さんとお話をしますと、高齢者の方が多いこともあって、皆さんそんなに生活に困っていらっやらないんです。それで、食料自給率が満たされていなくはないんです、農家の方たちは。この食料自給率ってだれのために上げなければいけないのということを、私も、ずっとこの基本法というのを勉強しながら考えていたんですが、じゃ、この基本法って何なのと言ったときに、資料5というのは横軸はわかるんですけれども、これを縦につなげると、どうなるのという絵がよく見えてこないんです。

例えば、食の安全と言ったときに、低農薬ですとか、有機栽培ですとか、そういうことが、マスコミなどでも今スローフードとか取り上げられますけれども、じゃ、そういう生産をしていったら自給率は今よりもっと低くなるのではないかと、非常に矛盾することが出てくる。そういう中で、じゃ、これはどういうことを言いたいのかというのを、もうちょっと日本語で言うとどうなのかなと考えたときに、もしかして「安心、安全な食料を国内で生産するために農山漁村の人口を増やす」というのがキャッチフレーズかなと思ったんですけれども、そうすると、主語と述語を考えると、じゃ、これって人口を増やす政策なのと。どうもそれは違うみたいだなと考えると、今度は逆に「農村振興をして人口を増やすことで、安心、安全な食料を国内で大量に生産する体制をつくる」ということなのかなと、これ近いかなと思ったんです。

じゃ、それって何のためにかというと、多分国力とか、民力を上げるということが一番大きい目的になると思うんですが、それはやっぱり都市生活をしている人たちにとっての目標であって、農家とか、農村の人たちにとっては都市の人たちを助けるために、あなたたち頑張りなさいというのはやっぱりちょっと違うだろうなと。じゃ、どうやって都市生活をしている人たちが農山漁村の人たちに助けてもらえるのかと。そういうことを考えるためにはどうしたらいいかという結論がちょっと自分でもよくわからないんですけれども、今、非常にいい取組とか施策が横に並んでいるものを縦につなげたときに、どういうものが見えてくるのかという絵が、わかりやすい言葉で表現できると一般の人たちにも理解できるのではないかなというふうに思いました。

○八木会長

ありがとうございます。

予定の時間が迫っておりますが、ご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

食料・農業・農村基本法や新しい基本計画、あるいは今、具体的に施策を実施している状況などについて、後ほど事務局の方で、新しい委員の方に個々にご説明いただければと思います。

予定の時間が参りましたので、本日はこのあたりで閉めさせていただきたいと思います。

次回の会議の開催につきましては、追って文書でご案内申し上げますことといたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。